

相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書

今年 6 月の大阪北部地震、7 月の西日本豪雨、9 月の台風第 21 号・第 24 号、北海道胆振東部地震等、全国各地で災害が相次ぎ、甚大な被害をもたらした。多くの死者、安否不明者を出しており、今もなお避難生活を余儀なくされている方もいる。また、家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路の損壊・崩落、鉄道を初めとする交通機関への影響なども生じた。被災地域の復旧・復興に万全を期し、被災者の方々が一日も早く安心して生活できるよう、全力を挙げることが求められている。

被災自治体は、早期の復旧・復興や被災者支援などに全力で取り組んでおり、それには多額の経費や労力、専門的知識が必要となる。

第 197 回臨時国会で、一連の災害に係る被災地の復旧・復興、公立小・中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等に必要な財政措置を講ずる 2018 年度補正予算が成立した。その補正予算では、被災地の復旧・復興に 7,275 億円、公立小・中学校等の施設におけるエアコン設置、ブロック塀改修等の対応に 1,081 億円、さらに今後の災害対応等を勘案した予備費として 1,000 億円が計上された。しかし、それらは被災自治体の具体的な復旧事業に対する国の補助金を増やした措置にすぎない。

相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が迅速な復旧・復興及び被災者支援に取り組むため、国は予算の担保と長期的な財政支援を明確にする必要がある。

よって、当市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 被災自治体の要望を踏まえ、第 2 次補正予算案を早急に編成すること。
- 2 特別交付税は、地方交付税総額の 6 % の上限枠が設定されており、特別交付税の総額がそのままでは、被災自治体のおおのの配分が大幅に減りかねないことから、復旧・復興に財政上の支障が生じないように、特別交付税の特例的な増額や別枠措置など、東日本大震災に係る震災復興特別交付税のような通常の特別交付税とは異なる特例を設け、被災自治体の復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、十分な財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

福島県喜多方市議会議長 佐藤 一 栄

【意見書提出先】

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿
総務大臣	石田 真敏	殿
財務大臣	麻生 太郎	殿
防災担当大臣	山本 順三	殿